

資料 1

流動性供給入札について（論点メモ）

- 既発債の追加発行という形で流動性を供給することが国債流通市場の機能向上に資する局面として、どのような場合が考えられるか。
- 対象銘柄をどう選定すべきか。
- 入札の実施頻度、1 回あたりの発行額についてどう考えるか。
- その他入札実施に際し留意すべき事項としてどのようなことが考えられるか。例えば、本入札の実施により、対象銘柄を保有する市場参加者に不測の損害を与えるおそれがあるとの考え方もあるがどう考えるか。

（参考）

「国債管理政策の新たな展開」（15 年 12 月）（抄）

「既発国債の流動性を維持・向上させるため、複数銘柄の既発国債の同時入札・追加発行、買入消却の新たな目的のための積極的活用等の新しい措置を、『国債市場特別参加者』制度の導入にあわせて導入する。」

「国債市場特別参加者制度運営基本要領」（16 年 7 月）（抄）

「（特別参加者は、）特定銘柄の需給の著しい逼迫等の要因により国債流通市場の流動性が低下し、国債市場の機能が損なわれることを回避する観点等から、国債市場の流動性の維持および向上等を目的として実施する流動性供給入札に参加することができる。なお、流動性供給入札は、利回り格差を競争に付して行われる入札の方法により実施することとし、オファー対象銘柄、流動性供給入札の頻度及び発行額等の具体的な要件については、特別参加者の意見等を踏まえ決定する。」